



著作権制度の概要

訂正情報

とくになし。

フォローアップ

法改正

とくになし。

判例

とくになし。

補足情報（付加説明，参考文献紹介）

章の冒頭のリード文（1頁）

以下に，リード文の仮想事例に関する筆者の考えを開陳する。

ただし，法律学の問題に対する答えには，絶対的な正答というものはない。あくまで自分の頭で考えることが大事で，基本的な筋道さえ外れていないのなら，違った結論に至ったとしても，それはそれで尊重されるべき解答である。この点をぜひ忘れないでほしい。

リード文1：著作権とは創作者の権利である（2頁）。したがってゴトウさんは，著作権を有してはいない。ゴトウさんが「幻の宋剣」について有しているのは，所有権である。ゴトウさんは著作権をたてに出版に反対することはできない。

仮に，ゴトウさんが（著作権のつもりで）行使しようとしている権利を所有権と善解しあげるとしても，所有権は無体物を直接排他的に支配する権利ではないから（3頁），ゴトウさんは，「幻の宋剣」の外観（美的表象）のみを利用した写真集の出版に反対することはできない。

リード文 2：著作権法はアートを保護する法律であり（3 頁），キラさんが思いついたハンガーの類は，技術的思想の創作として特許法や実用新案法の保護を受けると解するのが妥当であろう（8 頁）。

「ハンカチをしわ一つなく乾かす」という技術の面ではなく，ハンガーのデザインの保護を問題とする場合でも，通常解釈に従えば，意匠法及び不正競争防止法上の保護を受けることができる，というにすぎない（8 頁，11 頁）。もっとも，議論はある（第 2 章 Column3 参照）。

1 著作権法の世界への入り口

III どのような権利を定め、何を保護しているのか？（2 頁）

本章では，無体物としての著作物について理解を深めてもらうために一節を設けた（無体物としての著作物）。そこでは，美術館が所蔵作品の観覧について料金を徴収している事実について，絵画の所有権を行使しているというよりは，美術館の敷地と建物という不動産の所有権を行使しているとみたほうが適切であろうという説明をした。ただ，本文に書いたように，美術館の側にも訪問者にも，通常そうした意識はないだろう。

絵画を不動産によって物理的に囲い込んでいる美術館とは異なり，建物自体には，通常，そうした「壁」がないことが多い。ために，歴史的建築物に関しては，所有者に無断で写真をとった上でポストカードにすることが，しばしば紛争の種になったりする。実際，ノルマルマンディーエ上陸作戦の舞台として有名になったカフェの写真をもとにポストカードを作成した出版社の行為がフランスで争われ，所有権侵害を認めた判決が破毀院（最高裁）によって言い渡されたことがある（1999 年 3 月 10 日判決）。この判決については，下記の拙著を参照されたい。

駒田泰土「有体物の外観利用と所有権—カフェ *Gondrée* 事件フランス判例」コピライト 2000 年 2 月号 34 頁，同「カフェ *Gondrée* 事件破毀院判決をめぐるフランスの議論状況」コピライト 2000 年 6 月号 36 頁

しかし，有体物の外観（無体物）にも所有権の効力が及ぶとする判例は，後に変更されることとなった。2004 年 5 月 7 日に言い渡された破毀院判決は，物の所有者はその外観に関する排他権を享有しない旨を明確に述べ，ただその利用が所有者に対する異常な妨害（*trouble anormal*）を惹起する場合にのみ侵害を構成するとした。

有体物の外観等，有体物に係る情報は，一律にではなくても，一定の場合には法的保護を与えるべきかもしれない。フランスのカフェの事件も，所有者も自らポストカードを作成し，販売していたような事案であり，そこに割り込んだ出版社の行為を違法とした 1999

年判決の結論自体は妥当といえるのかもしれない。ただ、わが国では、こうした行為を所有権侵害として論じるのではなく、情報自体がもつ顧客吸引力を保護する権利としての「パブリシティ権」という概念の中で論じるのが一般的である。人の氏名や肖像等に関する権利は「人のパブリシティ権」（いわゆる「人パブ権」）であり、タレントなどの芸能人やスポーツ選手に関してよく問題になる。他方、（有体）物の外観等に関する権利は「物のパブリシティ権」（いわゆる「物パブ権」）である。わが国の最高裁は、人パブ権を人格権に由来する権利と位置づけてこれを承認したが（平成 24 年 2 月 2 日判決 [ピンク・レディー]。本書第 7 章 Column17 参照）、物パブ権については実定法上の根拠がないとしてこれを認めていない（平成 16 年 2 月 13 日判決 [ギャロップレーサー]。本章 Column2 参照）。

フランスにおける判例変更については、下記の文献を参照されたい。

麻生典「物のパブリシティ」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務，2014）381 頁，特に 389 頁以下

パブリシティ権一般については、下記の文献を参照されたい。

内藤篤＝田代貞之著『パブリシティ権概説〔第 3 版〕』（木鐸社，2014）

Column ① 簡単に著作権法の歴史をみてみよう

(5 頁)

このコラムでは、著作権法の歴史を簡単にまとめたつもりである。その中で、近代著作権法の先駆は英国のアン女王法であり、1710 年に制定されたと述べた。

実は、このアン女王法の制定年を 1709 年とし、施行年を 1710 年と紹介する文献も数多い。このあたりの事情について、白田教授は次のように記している。

「名称に加えられる西暦について“1709”と“1710”が使われている。イギリスでは、国王の即位の日から 1 年間を治世第 1 年、次の 1 年を第 2 年として数えていた。この法律が成立したときのイギリスの法的年度は 3 月 25 日を境にしており、1710 年 3 月 24 日までには 1709 年度であり、同 25 日から 1710 年度が開始するというようになっていた。この年の議会は 4 月初旬まで続いたので、25 日以降成立した法律についても 1709 年度に成立したものとして扱われた…この法律は 1710 年 4 月 5 日に成立し 10 日から施行されている。」（白田秀彰『コピーライトの史的展開』〔知的財産研究叢書 2，信山社，1998〕14 頁）

以上によれば、法律名としては（当時からずっとそう呼ばれているので）「1709 年法」と呼ぶのが適切かもしれないが、制定された年はあくまで 1710 年とみるのが正しそうである。